

第 54 条第 1 項中「第 31 条」の次に「、第 31 条の 2」を加える。
 第 59 条第 1 項中「第 10 条」の次に「及び第 12 条（第 2 項及び第 4 項を除く。）」を加える。
 第 59 条第 2 項の表を次のように改める。

第 10 条第 1 項	本庁	地方出先機関
	私学文書課	文書取扱主任
第 12 条第 1 項	私学文書課長又は各課	地方出先機関
第 12 条第 3 項	課の	地方出先機関の
	主管の課	主管の本庁の課
第 12 条第 5 項	（第 3 項の規定に該当するものを除く。）並びに第 2 項及び第 3 項	（前項の規定に該当するものを除く。）及び前項

第 64 条第 1 項中「第 31 条」の次に「、第 31 条の 2」を加える。
 第 64 条の 2 各号列記以外の部分中「発送を要する文書（以下「発送文書」という。）」を「発送文書」に、「郵送又は通送」を「郵送、通送又は総合行政ネットワークの電子文書交換システムによる送信」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「伝送」を「送信」に改める。

附 則

この訓令は、平成 16 年 12 月 22 日から施行する。

登 載 依 頼

熊本県公営企業管理規程第 7 号

熊本県企業局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を次のように定める。

平成 16 年 12 月 22 日

熊本県公営企業管理者 永 田 昭 三

熊本県企業局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程

熊本県企業局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等の利用に
 関しては、別段の定のあるものを除く外、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証
 局鍵情報等利用規程（平成 16 年熊本県訓令第 36 号）の例による。

附 則

この規程は、平成 16 年 12 月 22 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 8 号

熊本県企業局電子署名規程を次のように定める。

平成 16 年 12 月 22 日

熊本県公営企業管理者 永 田 昭 三

熊本県企業局電子署名規程

熊本県企業局における電子文書が真正なものであることを認証するための電子署名等に
 関しては、別段の定のあるものを除く外、熊本県電子署名規程（平成 16 年熊本県訓令第
 36 号）の例による。

附 則

この規程は、平成 16 年 12 月 22 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 9 号

熊本県企業局文書規程（昭和 29 年電気事業管理規程第 2 号）の一部を改正する規程を次のように定める。

熊本県公営企業管理者 永 田 昭 三

熊本県企業局文書規程の一部を改正する規程

第 1 条の 2 第 7 号の次に次の 2 項を加える。

（8）電子署名 電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

イ 当該情報について改変が行われていないかどうか確認することができるものであること。

（9）総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより交換される文書をいう。

第 1 条の 7 第 1 号の次に次の 1 号を加え、第 2 号から第 6 号を 1 号ずつ繰り下げる。

(2) 総合行政ネットワーク文書の受信及び送信並びに電子署名に関すること。

第2条第3項中「各出先機関」を「発電総合管理所等」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(総合行政ネットワーク文書の受信等)

第5条の2 前2条の規定にかかわらず、総務課長又は各課の文書取扱主任は、総合行政ネットワーク文書を受信したときは、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 受信した総合行政ネットワーク文書に電子署名が付与されている場合には、当該電子署名を検証すること。

(2) 受信した総合行政ネットワーク文書の形式を確認し、当該文書の発信者に対して、形式上の誤りがない場合は受領通知を、形式上の誤りがある場合は否認通知をそれぞれ送信する。

2 総務課長は、総合行政ネットワーク文書を受信したときは、前項の処理を行った後、直ちに主管の課又は発電総合管理所等に転送しなければならない。

3 文書取扱主任は、第1項第2号の規定により受領通知を行った文書が課の所掌に係るものでないときは、直ちに主管の課又は発電総合管理所等に転送しなければならない。

4 文書取扱主任は、第2項の規定により転送を受けた文書が課の所掌に係るものでないときは、直ちに総務課長に転送しなければならない。

5 文書取扱主任は、第1項第2号の規定により受領通知を行った文書(第3項の規定に該当するものを除く。)並びに第2項及び第3項の規定により転送を受けた文書については、文書管理システムに転送するものとする。

6 主務者は、前項の規定により文書管理システムに転送された文書を文書管理システムに登録するものとする。

第17条の次に次の1条を加える。

(電子署名)

第17条の2 前条の規定にかかわらず、総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより発信する文書については、電子署名を付与しなければならない。ただし、前条第1項ただし書に該当する文書については、この限りではない。

2 施行する文書に電子署名の付与を受けようとする者は、当該文書に係る決裁文書を添えて文書取扱主任に回付し、電子署名を付与することを請求するものとする。

3 文書取扱主任は、前項の規定による請求を受けたときは、電子署名を付与すべき文書と当該文書に係る決裁文書とを対象して審査し、相違がないことを確認して電子署名を付与するものとする。

第18条第2項中「前条」を「第17条」に、「伝送」を「送信」に改め、同条第3項中「前条」を「第17条」に、「又は電子メール」を「、電子メール又は総合行政ネットワークの電子文書交換システム」に、「伝送」を「送信」に改め、同条第4項中「又は電子メール」を「、電子メール又は総合行政ネットワークの電子文書交換システム」に、「伝送」を「送信」に改め、同条第6項を第7項に、同条第5項を第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定により総合行政ネットワークの電子文書交換システムによる文書の送信は、文書取扱主任が行うものとする。

第25条中「各出先機関」を「文書取扱主任」に改める。

第26条第1項中「各出先機関備付け」を「発電総合管理所等備付」に改め、同条第3項中「各出先機関」を「発電総合管理所等」に改め、同条第4項中「各出先機関」を「発電総合管理所等」に改める。

第26条の次に次の1条を加える。

(総合行政ネットワーク文書の受信等)

第26条の2 前条の規定にかかわらず、文書取扱主任は、総合行政ネットワーク文書を受信したときは、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 受信した総合行政ネットワーク文書に電子署名が付与されている場合には、当該電子署名を検証すること。

(2) 受信した総合行政ネットワーク文書の形式を確認し、当該文書の発信者に対して、形式上の誤りがない場合は受領通知を、形式上の誤りがある場合は否認通知をそれぞれ送信する。

2 文書取扱主任は、第1項第2号の規定により受領通知を行った文書が発電総合管理所等の所掌に係るものでないときは、直ちに主管の本庁の課に転送しなければならない。

3 文書取扱主任は、第5条の2第2項の規定により転送を受けた文書が発電総合管理所等の所掌に係るものでないときは、直ちに総務課長に転送しなければならない。

4 文書取扱主任は、第1項第2号の規定により受領通知を行った文書を文書管理システムに転送するものとする。

5 主務者は、前項の規定により文書管理システムに転送された文書を文書管理システムに登録するものとする。

第28条第2号中「各出先機関備付け」を「発電総合管理所等備付」に改める。

第29条第1項中「同表左欄」を「次表左欄」に改め、同項表中「第18条第6項」を「第18条第7項」に改める。

別表中「(第19条関係)」を「(第20条関係)」に改める。

附 則

この規程は、平成16年12月22日から施行する。